

一 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県及び大牟田市  
 二 地域再生計画の名称 大牟田新ブランドデザイン  
 三 地域再生計画の区域の範囲 大牟田市の全域  
 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）及び地域雇用創造推進事業（三の五）

○金融庁告示第百八号  
 ゲーリング・コンツェルン・アルゲマイネ・フェアジツヒヤルングス・アクツィーエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第五号の規定による届出（外国保険会社等が消滅することとなる合併に係る届出）があったため、同法第二百七十三条第二項の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。  
 平成十九年十月十五日  
 金融庁長官 佐藤 隆文

○金融庁告示第百七号  
 エイチディーアイゲーリング・インドウストゥリー・フェアジツヒヤルング・アクツィーエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十九年十月十五日

金融庁長官 佐藤 隆文  
 エイチディーアイゲーリング  
 グ・インドウストゥリー・  
 フェアジツヒヤルング・アク  
 ツィーエンゲゼルシャフト  
 （旧商号 エイチディーア  
 イ・インドウストゥリー・  
 フェアジツヒヤルングス・ア  
 クツィーエンゲゼルシャフ  
 ト）

○総務省告示第百六十六号  
 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づき表示等に関する省令（平成十三年総務省令第百四十六号）第二条第二項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第百九十五号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づき表示等に関する省令第二条第二項の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成十九年十月十五日  
 総務大臣 増田 寛也

金融庁告示第百八号  
 ゲーリング・コンツェルン・アルゲマイネ・フェアジツヒヤルングス・アクツィーエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第五号の規定による届出（外国保険会社等が消滅することとなる合併に係る届出）があったため、同法第二百七十三条第二項の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。  
 平成十九年十月十五日  
 金融庁長官 佐藤 隆文

表中	Phoenix Testlab GmbH	204
----	----------------------	-----

に改める。

○金融庁告示第百八号  
 ゲーリング・コンツェルン・アルゲマイネ・フェアジツヒヤルングス・アクツィーエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第五号の規定による届出（外国保険会社等が消滅することとなる合併に係る届出）があったため、同法第二百七十三条第二項の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。  
 平成十九年十月十五日  
 金融庁長官 佐藤 隆文

○総務省告示第百六十五号  
 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第百九十七号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき日欧合同委員会から通報があった旨を公示する件）の一部を次のように改正する。  
 平成十九年十月十五日  
 総務大臣 増田 寛也

- 本則に次の二項を加える。
- 5 K T L  
 (1) 登録年月日 平成19年9月10日  
 (2) 住所 Saxon Way, Priority Park West, Hill, HU13 9PB, イギリス  
 (3) 登録に係る区分  
 認定規則第4条第1項に定める区分  
 電波法第38条の2第1項各号に掲げる無線の区分  
 6 EMCCert Dr. Rasek GmbH  
 (1) 登録年月日 平成19年9月10日  
 (2) 住所 Boelwiese 5, 91320 Ebermannstadt, ドイツ  
 (3) 登録に係る区分 電波法第38条の2第1項各号に掲げる無線の区分

○総務省告示第百六十七号  
 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づき表示等に関する省令（平成十三年総務省令第百四十六号）第一条第三項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第百九十六号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づき表示等に関する省令第一条第三項の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成十九年十月十五日  
 総務大臣 増田 寛也

表中	Phoenix Testlab GmbH	204
	K T L	205
	EMCCert Dr. Rasek GmbH	206

に改める。

○外務省告示第百六十六号  
 昭和五十五年十月六日にモントリオールで作成された「国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書」の締約国につき、平成十九年六月三十日現在で、次のとおり追加があった（平成十七年十一月二十日外務省告示第千七百七十一号よりの追加）。

締約国	当該締約国に於いての発効日
ブータン王国	平成十七年八月二十六日
コスタリカ共和国	平成十九年二月一日
ドミニカ共和国	平成十八年三月二十一日
モンテネグロ共和国	平成十九年一月十二日
ナミビア共和国	平成十七年十一月十九日
東ティモール民主共和国	平成十七年八月四日

（平成十九年七月二十日付け国際民間航空機関事務局長書簡）  
 平成十九年十月十五日  
 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第百六十七号  
 昭和四十六年三月十二日にニューヨークで作成された「国際民間航空条約の改正に関する千九百七十二年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書」の締約国につき、平成十九年六月三十日現在で、次のとおり追加があった（平成十七年十一月十九日外務省告示第千六百六十九号よりの追加）。

締約国	当該締約国に於いての発効日
モンテネグロ共和国	平成十九年二月十二日
東ティモール民主共和国	平成十七年八月四日

（平成十九年七月二十日付け国際民間航空機関事務局長書簡）  
 平成十九年十月十五日  
 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第百六十八号  
 昭和三十六年六月二十一日に国際民間航空機関の総会で採択された「国際民間航空条約の改正に関する議定書」の締約国につき、平成十九年六月三十日現在で、次のとおり追加があった（平成十七年十一月十九日外務省告示第千六百六十八号よりの追加）。

締約国	当該締約国に於いての発効日
モンテネグロ共和国	平成十九年二月十二日
東ティモール民主共和国	平成十七年八月四日

（平成十九年七月二十日付け国際民間航空機関事務局長書簡）  
 平成十九年十月十五日  
 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第百六十八号  
 昭和三十六年六月二十一日に国際民間航空機関の総会で採択された「国際民間航空条約の改正に関する議定書」の締約国につき、平成十九年六月三十日現在で、次のとおり追加があった（平成十七年十一月十九日外務省告示第千六百六十八号よりの追加）。

締約国	当該締約国に於いての発効日
モンテネグロ共和国	平成十九年二月十二日
東ティモール民主共和国	平成十七年八月四日

（平成十九年七月二十日付け国際民間航空機関事務局長書簡）  
 平成十九年十月十五日  
 外務大臣 高村 正彦